

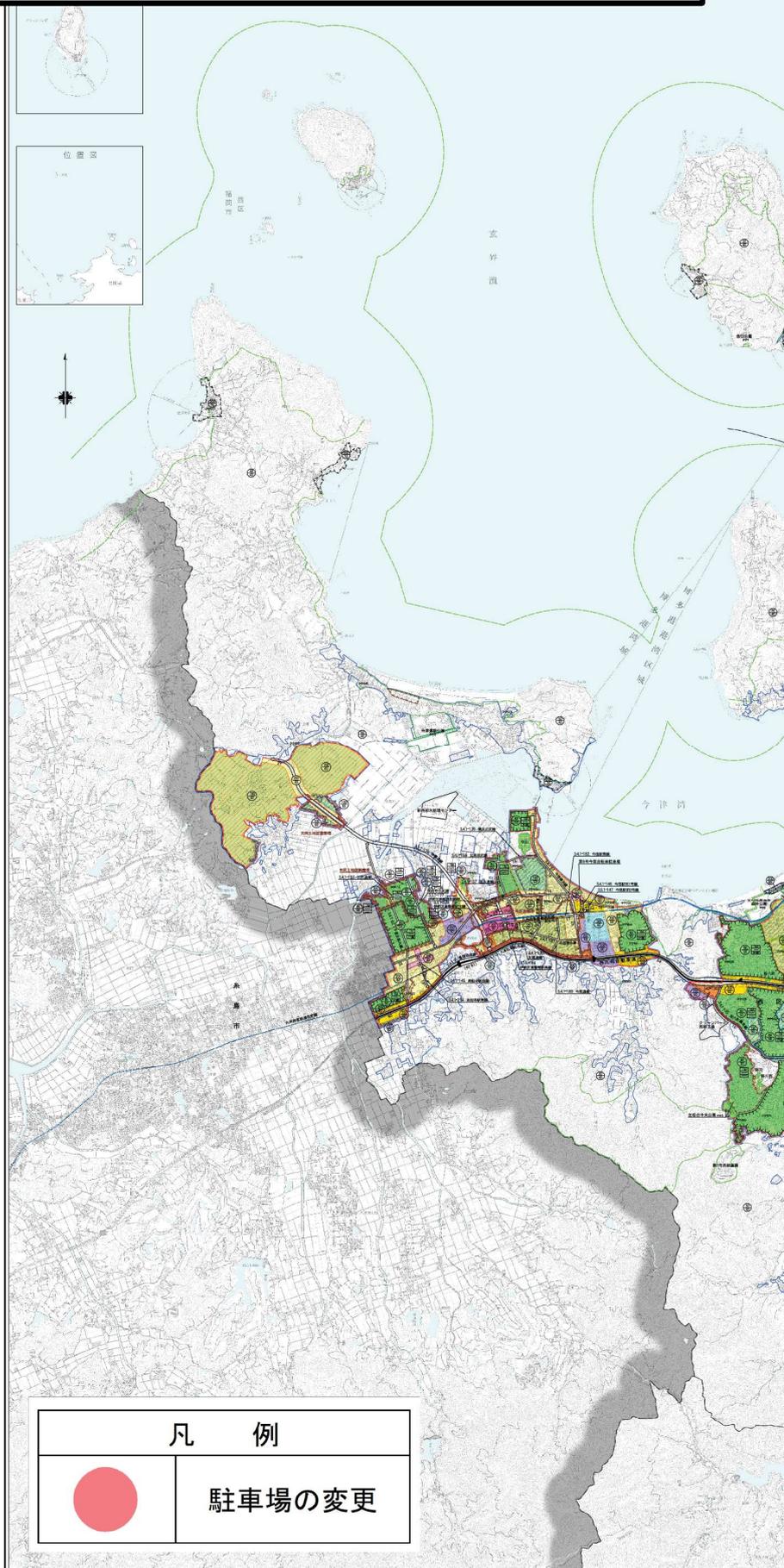
令和6年度第2回（第184回）  
福岡市都市計画審議会 議案参考資料

- （ 頁 ）
- 警固公園地下駐車場関連 .....(参 - 1)
- 議案第7号 福岡広域都市計画駐車場の変更（市決定）
- 都心部下水道主要施設再構築関連 .....(参 - 9)
- 議案第8号 福岡広域都市計画下水道の変更（市決定）  
議案第9号 福岡広域都市計画汚物処理場の変更（市決定）

令和6年11月5日（火）  
天神スカイホール「メインホールA」

# 福岡広域都市計画駐車場の変更（福岡市決定）

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度
	最低敷地規模
	戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内) 注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



凡 例	
	駐車場の変更



# 福岡広域都市計画駐車場の変更（廃止）について

## 1 施設の概要

- 警固公園地下の駐車場（都市計画駐車場の名称：福岡第一自動車駐車場）は、天神地区の駐車場不足による路上駐車対策として、市が日本道路公団(現NEXCO西日本)に建設を陳情して昭和41年から供用されている（参考1）。
- 警固公園地下に設置されているため利便性が高い一方、入出庫する車と歩行者との交錯や満車時の入庫待ち渋滞が課題となっている（参考2）。

## 2 都市計画の変更（駐車場の廃止）

以下のことから、現公園占用期限の令和8年3月に駐車場が廃止されることに伴い、都市計画駐車場の変更（福岡第一自動車駐車場の廃止）を行う。

- 経営上の課題  
NEXCO西日本は、駐車場の設備が老朽化している一方、利益の確保が難しく設備更新費用の回収が見込めないため、今後の安定的な事業継続が困難となっている。
- 市の交通施策  
福岡市は、都心部への自動車交通を削減・抑制する取組みを行ってきている。

## 3 市の対応

- 需給バランス  
天神地区の駐車実態調査を実施したところ、駐車場の空き状況から現在警固公園地下の駐車場(244台)を廃止しても周辺駐車場の空き台数が十分あるため需給バランスはとれていることを確認した。
- 駐車場施策との整合性  
都心部における道路混雑の緩和を図るため、附置義務条例の改正(平成29年4月施行)により隔地促進エリアにおける附置義務駐車場をエリア外への隔地化を促進しているなど、都心部への自動車交通を削減・抑制する取組みを行ってきている。
- 満空情報システムの開発運用  
周辺駐車場への案内のため、満空情報システムを開発するとともに、早期の運用開始を目指す。
  - ・令和6年7月24日 公募開始
  - ・令和6年9月2日 最優秀提案者決定（株式会社 N T T データ九州）
  - ・令和6年9月～3月 履行期間（12月 供用開始予定）
- 交通弱者への配慮  
警固公園地下の駐車場の車いす用駐車スペース2台が減少するが、天神地下街駐車場等において、交通弱者への配慮のため、車いす用駐車スペースの増設を駐車場廃止（令和8年3月末）までに計画しており、減少分を充当できる。



<天神地区における駐車場施策>

## 4 スケジュール(予定)

令和5年	12月	生活環境委員会	報告
令和6年	9月	生活環境委員会、福祉都市委員協議会	報告
	10月	都市計画案の縦覧(法定縦覧)	(縦覧者26名 意見書0通)
	11月	都市計画審議会	
	12月	都市計画決定告示	

### (参考1) 駐車場の諸元

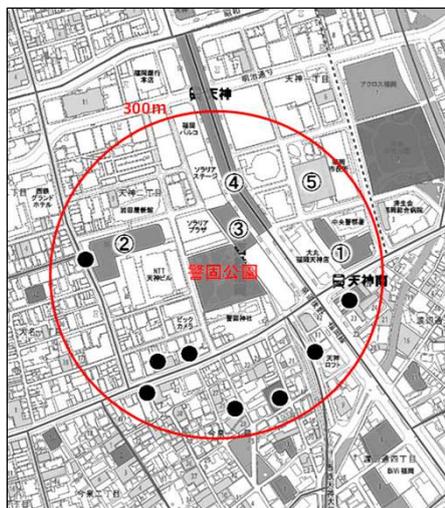
- 都市計画決定：昭和38年12月14日  
(名称) 福岡第一自動車駐車場  
(面積) 約5,710㎡
- 供用開始：昭和41年4月6日
- 施設名称：福岡中央自動車駐車場(警固公園の占用物件)
- 構造：鉄筋コンクリート造 地下2階建て
- 駐車台数：244台
- 営業時間：24時間年中無休(23:00~6:00入出庫不可)
- 料金：250円/30分(21:00~9:00 最大1,300円)



### (参考2) 駐車場出入口における輻輳状況と車列の状況



### (参考3) 駐車場の空き状況



ピーク時間帯(13時~16時)の利用状況

天神地区の 駐車状況	平日(台)			休日(台)		
	収容	駐車	空き	収容	駐車	空き
	12,347	9,084	3,263	12,101	9,097	3,004

上記のうち、警固公園周辺の主な駐車場

駐車場名	平日(台)			休日(台)		
	収容	駐車	空き	収容	駐車	空き
① エルガーラ地下駐車場	239	209	30	239	217	22
② ぎらめき通り駐車場	381	129	252	381	158	223
③ ソラリアターミナル駐車場	460	311	149	460	435	25
④ 天神地下街駐車場(南)	283	274	9	283	281	2
⑤ 福岡市庁舎駐車場	162	66	96	162	49	113
● その他(8箇所)	483	303	180	483	292	191
計	2,008	1,292	716	2,008	1,432	576

調査日：令和4年10月27、28日(平日)22、23日(休日)



## 福岡広域都市計画駐車場の変更（福岡市決定）

都市計画駐車場中、第1号福岡第一自動車駐車場を廃止する。

注) 朱書きは旧を表す

名 称		位 置	面 積	構 造	備 考
番号	駐車場名				
1	福岡第一自動車駐車場	福岡市中央区天神2丁目地内	約5,710㎡	地下2階	約240台
—	—	—	—	—	—

理 由

天神周辺における駐車場の需給状況等の変化を鑑み、都市計画駐車場第1号福岡第一自動車駐車場について、本案のとおり廃止するものである。

### 【参 考】

総 括 表

区分		箇所数（箇所）	面積（㎡）
計画決定済	自動車駐車場	7	59,340㎡
	自転車駐車場	12	9,520㎡
	計	19	68,860㎡
今回の変更	自動車駐車場	▲1	▲5,710㎡
	自転車駐車場	—	—
	計	▲1	▲5,710㎡
計	自動車駐車場	6	53,630㎡
	自転車駐車場	12	9,520㎡
	計	18	63,150㎡

# 福岡広域都市計画駐車場（第1号福岡第一）

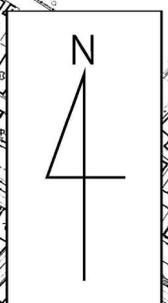
0 100 200

福岡都市計画駐車場  
第1号福岡第一自動車駐車場



# 自動車駐車場) 新旧対照図 S=1:2,500

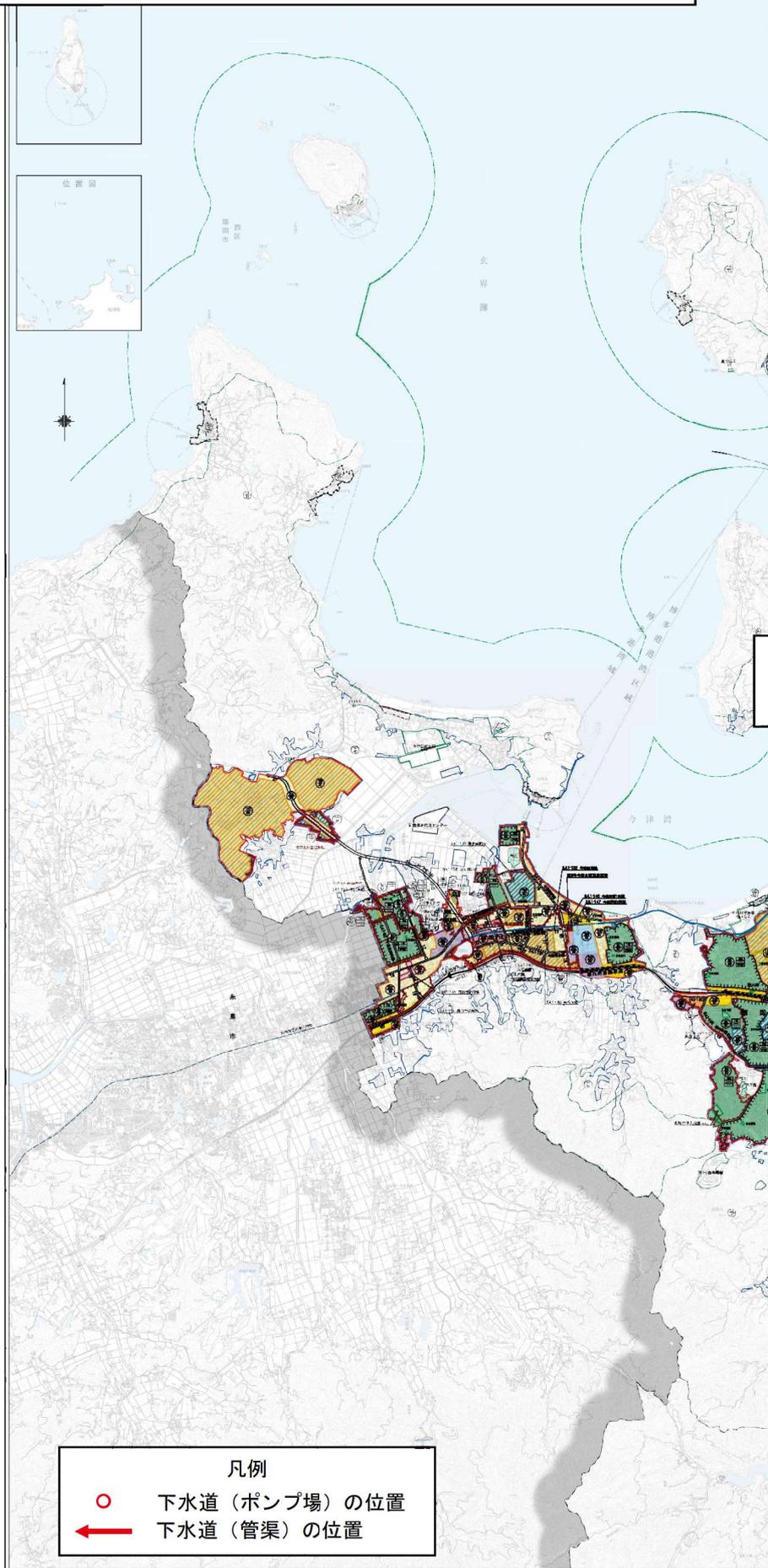
300 400 500m



凡 例	
	変更減

# 福岡広域都市計画下水道の変更（福岡市決定）

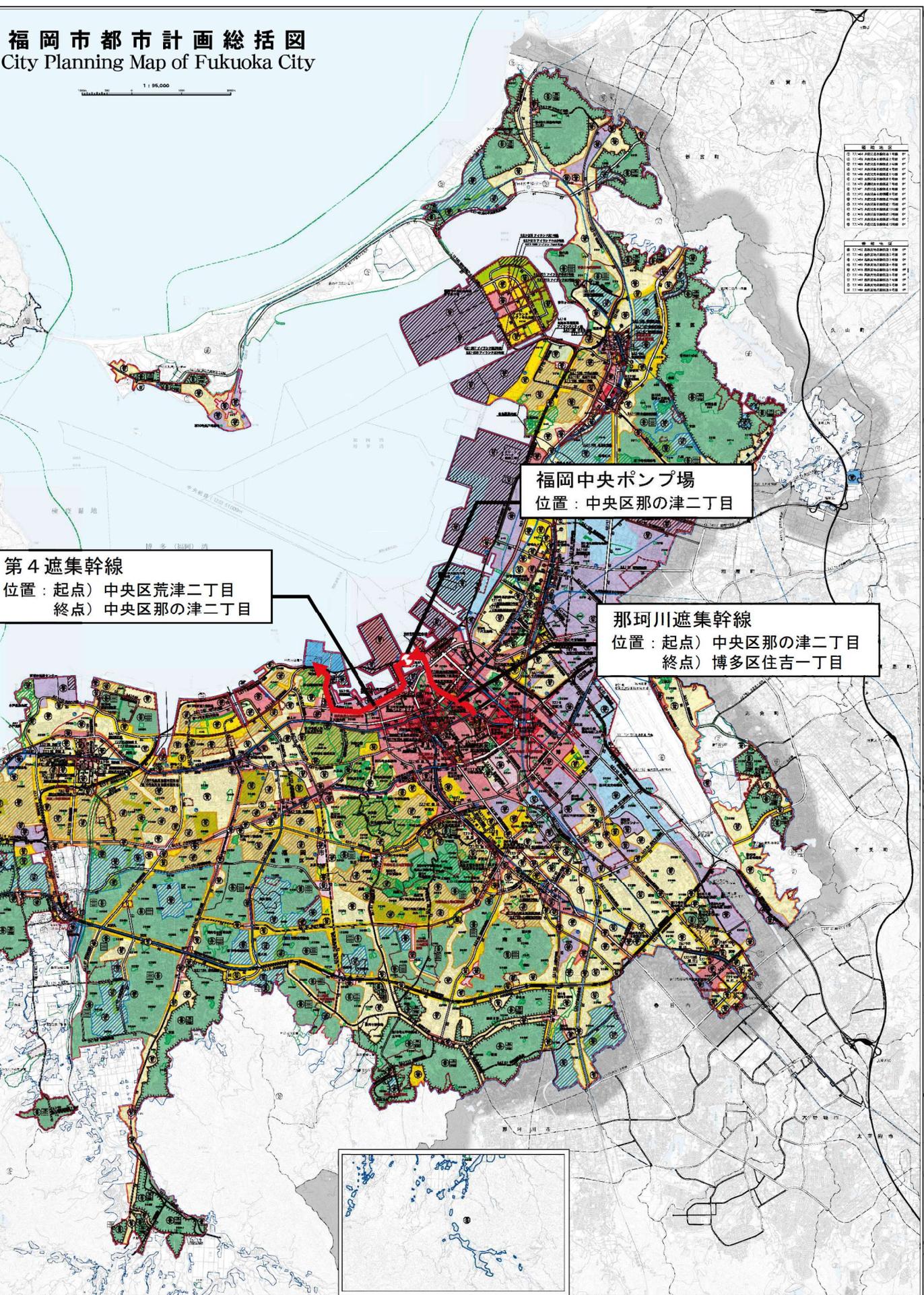
凡例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた種別規定があります。
	指定区域区分界



凡例  
 下水道（ポンプ場）の位置  
 下水道（管渠）の位置

# 福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000



**第4 遮集幹線**  
位置：起点) 中央区荒津二丁目  
          終点) 中央区那の津二丁目

**福岡中央ポンプ場**  
位置：中央区那の津二丁目

**那珂川遮集幹線**  
位置：起点) 中央区那の津二丁目  
          終点) 博多区住吉一丁目

第1号 用途地域	
11-1	第一種住居地域
11-2	第二種住居地域
11-3	第三種住居地域
11-4	第四種住居地域
11-5	第五種住居地域
11-6	第六種住居地域
11-7	第七種住居地域
11-8	第八種住居地域
11-9	第九種住居地域
11-10	第十種住居地域
11-11	第十一種住居地域
11-12	第十二種住居地域
11-13	第十三種住居地域
11-14	第十四種住居地域
11-15	第十五種住居地域
11-16	第十六種住居地域
11-17	第十七種住居地域
11-18	第十八種住居地域
11-19	第十九種住居地域
11-20	第二十種住居地域

第2号 用途地域	
21-1	第一種商業地域
21-2	第二種商業地域
21-3	第三種商業地域
21-4	第四種商業地域
21-5	第五種商業地域
21-6	第六種商業地域
21-7	第七種商業地域
21-8	第八種商業地域
21-9	第九種商業地域
21-10	第十種商業地域
21-11	第十一種商業地域
21-12	第十二種商業地域
21-13	第十三種商業地域
21-14	第十四種商業地域
21-15	第十五種商業地域
21-16	第十六種商業地域
21-17	第十七種商業地域
21-18	第十八種商業地域
21-19	第十九種商業地域
21-20	第二十種商業地域

※本図は、令和6年4月現在の都市計画の概略を示したものです。  
建築や開発等の際には、用途地域等の計画制限について必ず確認してください。

# 福岡広域都市計画下水道の変更について

## 1 変更概要

都心部の下水道主要施設は、整備時期が早く、老朽化が進んでいること等から、下水道事業の実施計画である「下水道経営計画2024」において、アセットマネジメントの取組のひとつとして都心部の下水道システムの再構築の実施を位置付けており、令和5年度に、ポンプ場や幹線管渠の一体的な再構築を進める「都心部下水道主要施設再構築プラン」を策定した。

この度、新たに整備する下水道施設のうち、ポンプ場および主要な管渠を都市計画に追加するもの。

## 2 事業内容 『都心部下水道主要施設再構築プラン』

### (1) 既存施設

#### ○施設概要

分類	施設名	現状
処理場	中部水処理センター	供用年数 58年、処理能力 300,000m <sup>3</sup> /日
ポンプ場	向島ポンプ場（A系）	供用年数 58年、処理能力 10m <sup>3</sup> /s
ポンプ場	築地町ポンプ場	供用年数 55年、処理能力 7.5m <sup>3</sup> /s
ポンプ場	浜の町ポンプ場	供用年数 58年、処理能力 5.5m <sup>3</sup> /s
幹線管渠	博多川幹線	供用年数 52年、管径 φ1,350mm、延長 962m
幹線管渠	第1遮集幹線	供用年数 58年、管径 φ1,800mm、延長 3,760m

#### ○位置図



#### ○再構築の基本的な方向性

- ・ 中部水処理センターは、ただちに大規模修繕が必要な状況ではなく、将来的にも老朽化の状況にあわせて大規模修繕が可能であることから、既存施設を「長寿命化」する。
- ・ ポンプ場および幹線管渠は、施設を長期間停止した大規模な修繕が困難であることから、新たに施設を整備し、既存施設については将来的に廃止する「再構築」を行う。

## (2) ポンプ場の再構築

- |    |   |
|----|---|
| 背景 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現有用地内での再構築を検討</li> <li>• 一般的に、ポンプ場を現有用地内で再構築するには、既存施設を残しつつ、新たなポンプ場を建設し、機能移転後に既存施設を廃止するため、既存施設面積の概ね3倍程度の用地が必要</li> <li>• 向島ポンプ場(A系)、築地町ポンプ場、浜の町ポンプ場のいずれのポンプ場も、現有用地内での再構築を実施することが困難</li> </ul> |
|----|---|

- |      |  |
|------|--|
| 検討結果 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• ポンプ場は新たな用地に建設</li> <li>• 向島ポンプ場(A系)および築地町ポンプ場は、中部汚泥再生処理センターの用地に機能を集約化した「福岡中央ポンプ場」を新たに建設</li> <li>• 浜の町ポンプ場は、中部水処理センターに機能を集約化</li> </ul> |
|------|--|

### ○ポンプ場の現状

向島ポンプ場(A系)		築地町ポンプ場		浜の町ポンプ場	
					
用地面積	約500m <sup>2</sup>	用地面積	約2,300m <sup>2</sup>	用地面積	約1,300m <sup>2</sup>
施設面積	約500m <sup>2</sup>	施設面積	約1,600m <sup>2</sup>	施設面積	約900m <sup>2</sup>

### ○福岡中央ポンプ場建設用地の概要



住 所：福岡市中央区  
 那の津二丁目11番13号  
 用地面積：約9,300m<sup>2</sup>

### (3) 施設計画

#### ① ポンプ場

- ・ 向島ポンプ場(A系) および築地町ポンプ場は、これらの施設の機能を集約化した福岡中央ポンプ場を中央区那の津二丁目に建設し、既存施設は将来的に廃止
- ・ 浜の町ポンプ場は、中部水処理センターに機能を集約化し、既存施設は将来的に廃止

#### ② 幹線管渠

- ・ ポンプ場の集約化に伴い、ルートを変更
- ・ 博多川幹線は、ルートを向島ポンプ場(A系)から福岡中央ポンプ場までの区間とした「那珂川遮集幹線」を新たに建設し、既存施設は将来的に廃止
- ・ 合流地区のポンプ場である向島ポンプ場(A系)および築地町ポンプ場は、中部水処理センターに排水できる管渠の能力を超えた雨が降った際、希釈された下水の一部を河川に排水する機能があるが、新たに「那珂川幹線」を向島ポンプ場(A系)から福岡中央ポンプ場までの区間に建設し、これらの施設から河川への排水を廃止
- ・ 福岡中央ポンプ場から中部水処理センターまでの区間に、「第4遮集幹線」を新たに建設することとし、既存の第1遮集幹線については、将来的に大部分を廃止
- ・ 第4遮集幹線は、浜の町ポンプ場の廃止に伴い、第1遮集幹線よりも深い位置で中部水処理センターに接続するため、中部水処理センターのポンプ施設を現行より深い位置に再構築

#### ○施設概要

分類	施設名	計画	今回都市計画に追加
処理場	中部水処理センター(汚水ポンプ)	揚水能力 7m <sup>3</sup> /s	
ポンプ場	福岡中央ポンプ場	揚水能力 18m <sup>3</sup> /s	○
幹線管渠	那珂川遮集幹線	管径 φ2,000mm、延長 約1,900m	○
幹線管渠	那珂川幹線	管径 φ3,500mm、延長 約1,900m	
幹線管渠	第4遮集幹線	管径 φ2,600mm、延長 約3,800m	○

#### ○位置図

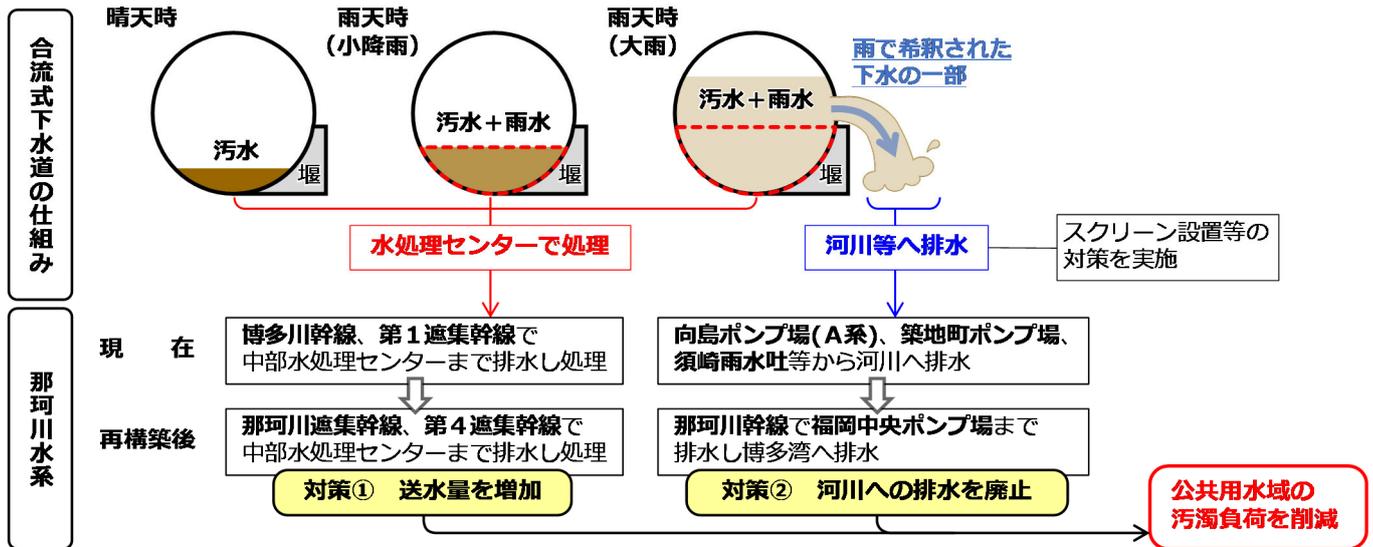


## (4) 整備効果

下水道施設については、再構築による老朽化対策に加えて、耐震性能および耐水性能の向上など、下水道施設の強靱化を図る。

那珂川の周辺環境については、ポンプ場の集約化等により、降雨時に雨で希釈された下水による汚濁負荷を、博多川についてはなくし、那珂川についても大幅に削減していく。

(参考) 汚濁負荷の削減について



○位置図 (那珂川周辺)



## (5) 事業期間および事業費

事業期間：20年（令和6～25年度）

事業費：約500億円

## 3 スケジュール(予定)

令和6年	9月	生活環境委員会、福祉都市委員協議会報告
	10月	都市計画案の縦覧（法定縦覧）（縦覧者26名 意見書0通）
	11月	都市計画審議会
	12月	都市計画決定告示



## 福岡広域都市計画下水道の変更（福岡市決定）

福岡広域都市計画下水道 福岡公共下水道「3. 下水管渠」に那珂川遮集幹線及び第4遮集幹線を、「4. その他の施設」に福岡中央ポンプ場を次のように追加する。

### 3. 下水管渠

注) 朱書きは旧を示す

内訳	位置		備考
	起点	終点	
— 那珂川遮集幹線	— 福岡市中央区那の津二丁目	— 福岡市博多区住吉一丁目	
— 第4遮集幹線	— 福岡市中央区荒津二丁目	— 福岡市中央区那の津二丁目	

### 4. その他の施設

注) 朱書きは旧を示す

内訳	位置	備考
— 福岡中央ポンプ場	— 福岡市中央区那の津二丁目	— 約 9,300m <sup>2</sup>

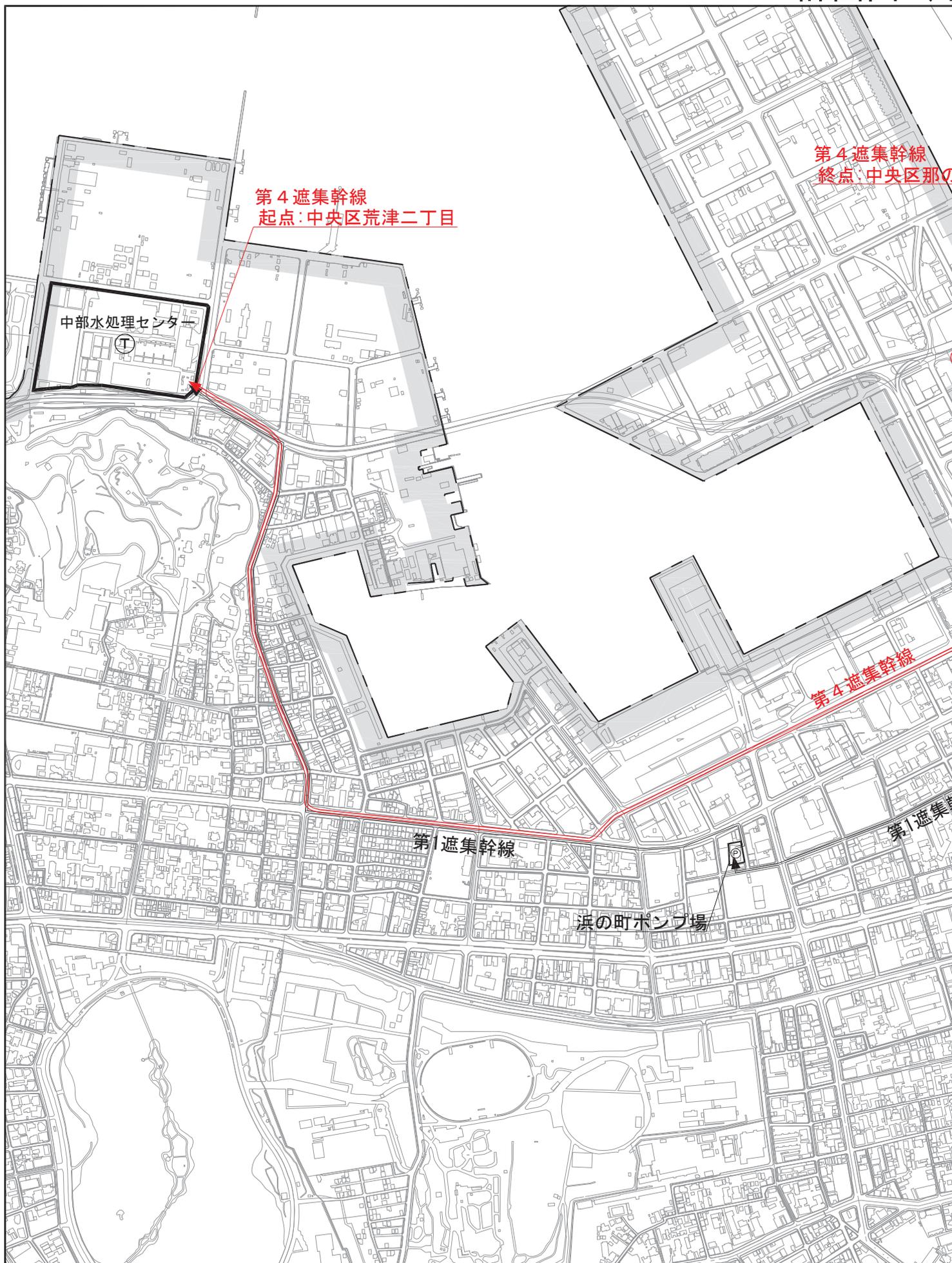
### 理由

生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり変更するものである。

### [ 参 考 ]

#### 総括表

項目	変更前	変更後	増 減
排水区域	約 17,413ha	約 17,413ha	増減なし
下水管渠	11幹線	13幹線	2幹線 増
その他の施設	59箇所	60箇所	1箇所 増



第4遮集幹線  
起点:中央区荒津二丁目

第4遮集幹線  
終点:中央区那

中部水処理センター

第1遮集幹線

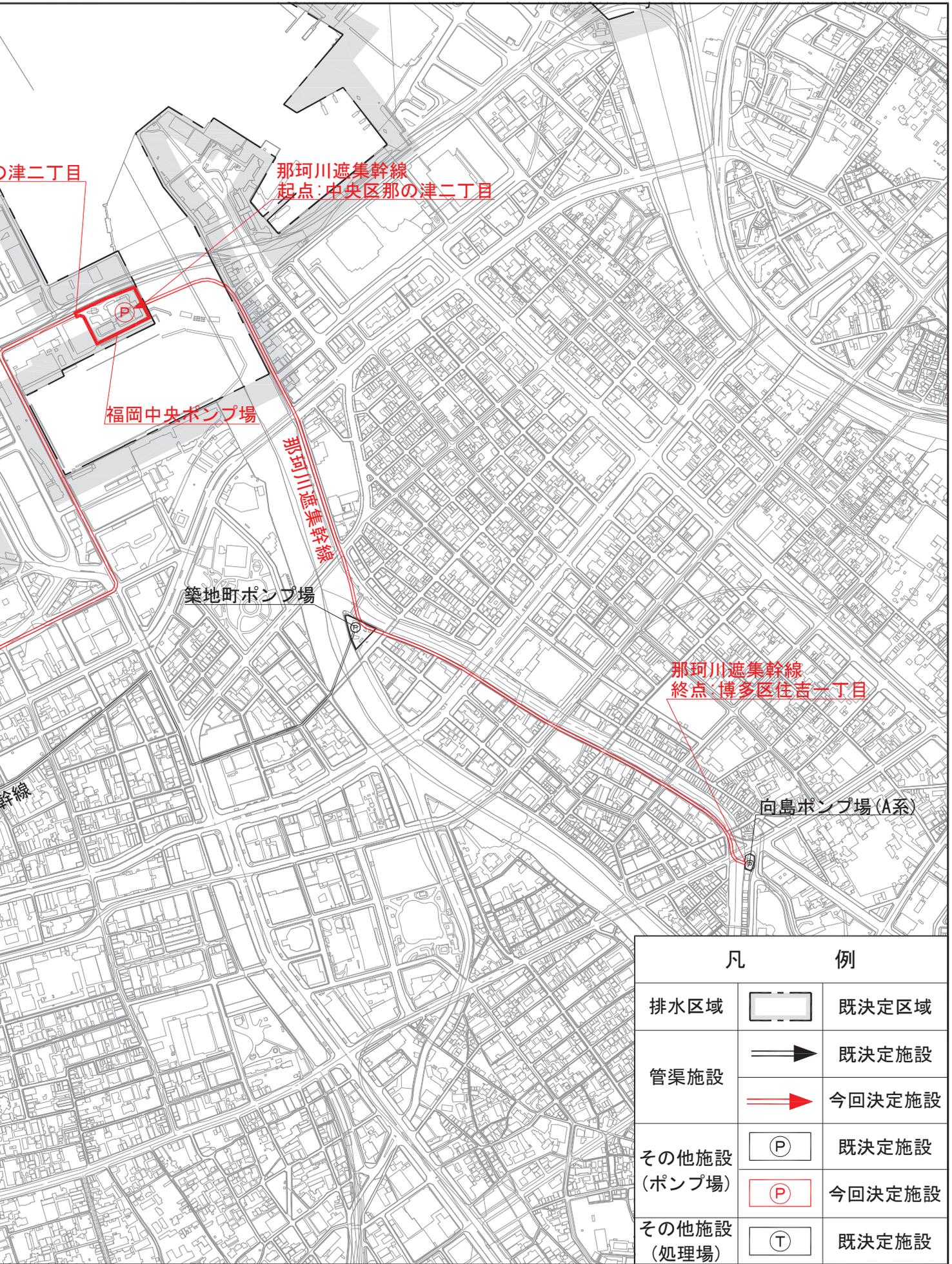
浜の町ポンプ場

第4遮集幹線

第1遮集幹線

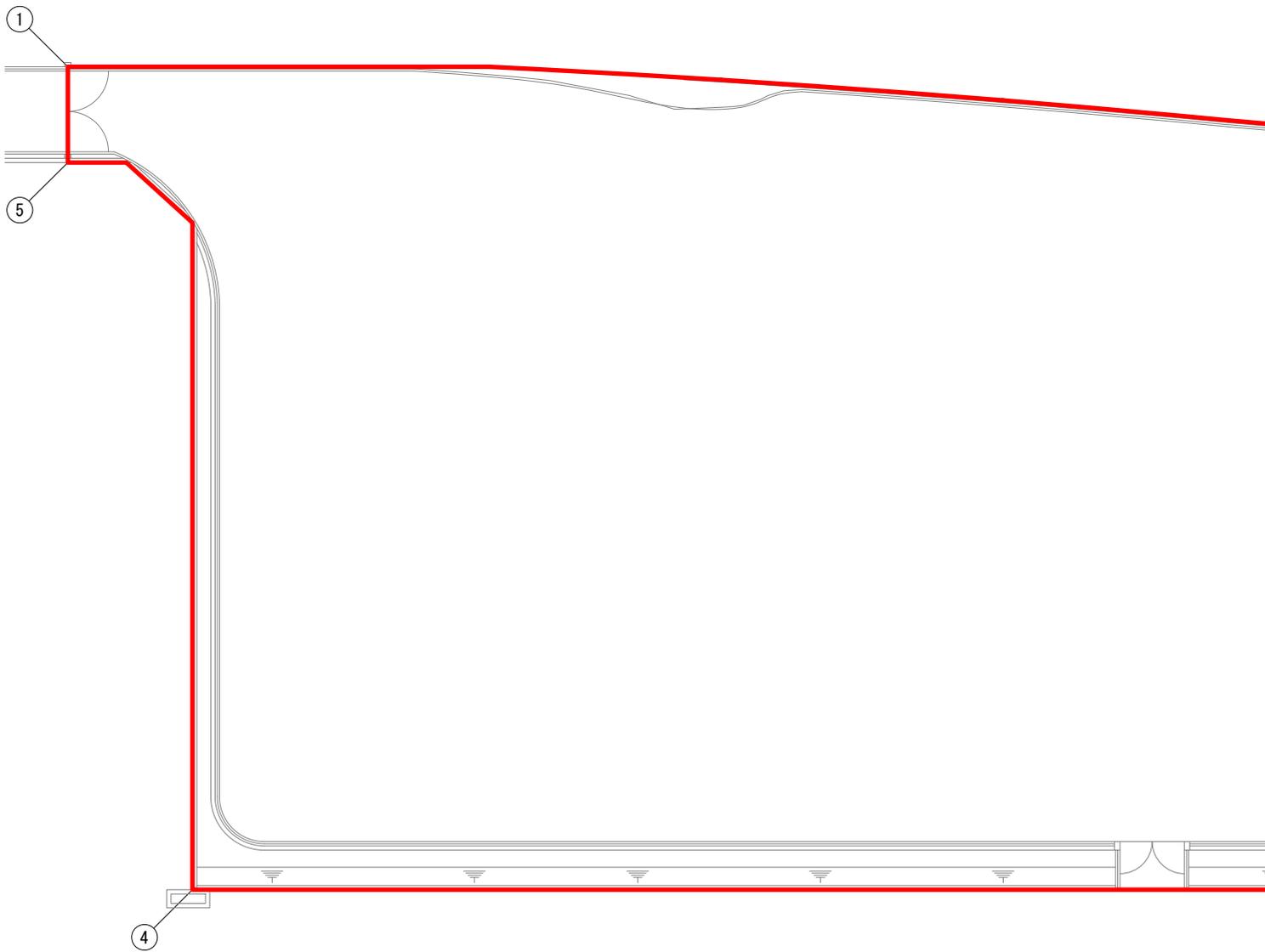


# 下水管渠)



凡	例
排水区域	既決定区域
管渠施設	既決定施設
	今回決定施設
その他施設 (ポンプ場)	既決定施設
	今回決定施設
その他施設 (処理場)	既決定施設

S=1:300

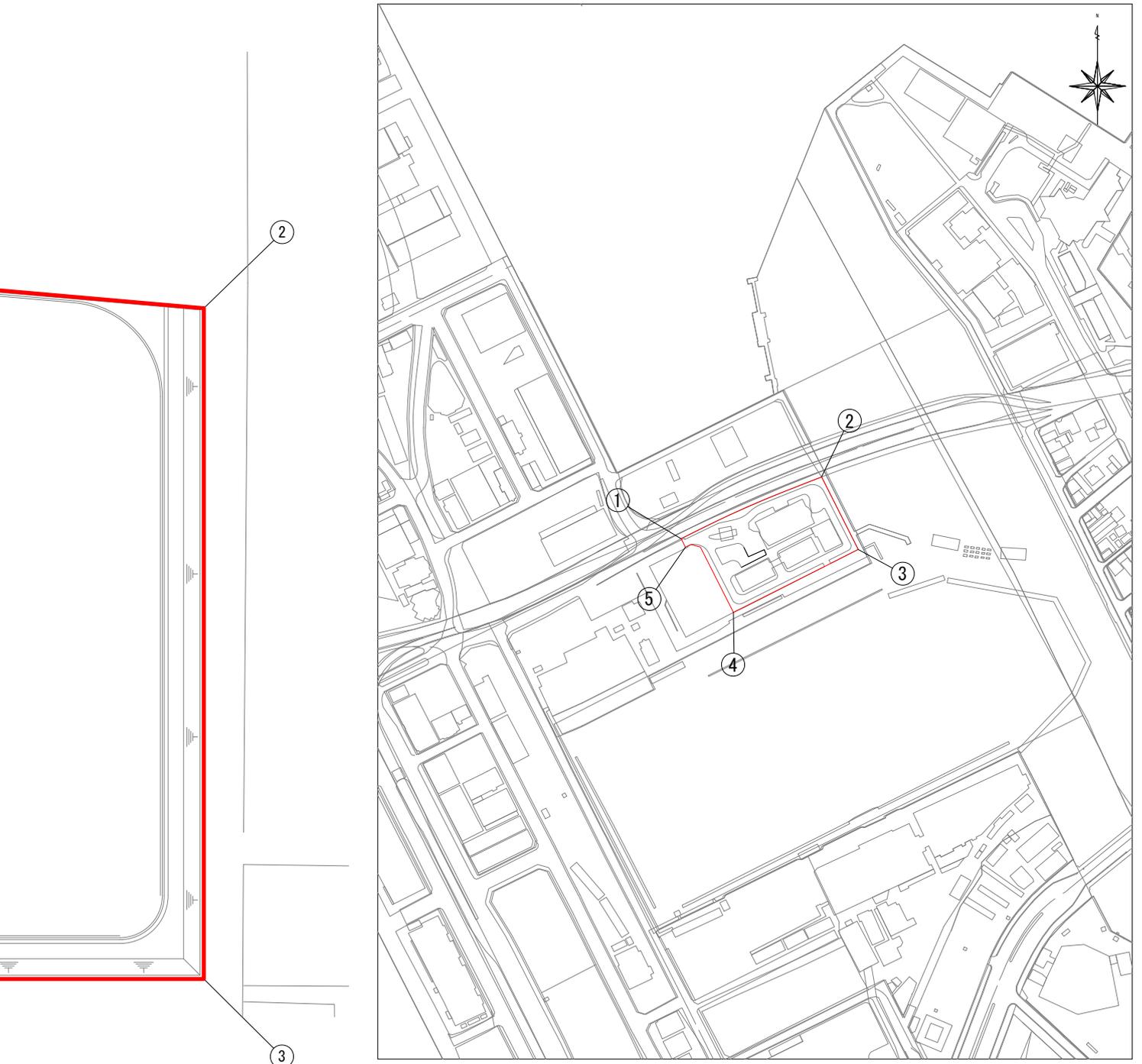


境界説明表

線分	説明
① - ②	地番界
② - ③	地番界
③ - ④	地番界
④ - ⑤	地番界
⑤ - ①	地番界

# 位置図

S=1:2,500



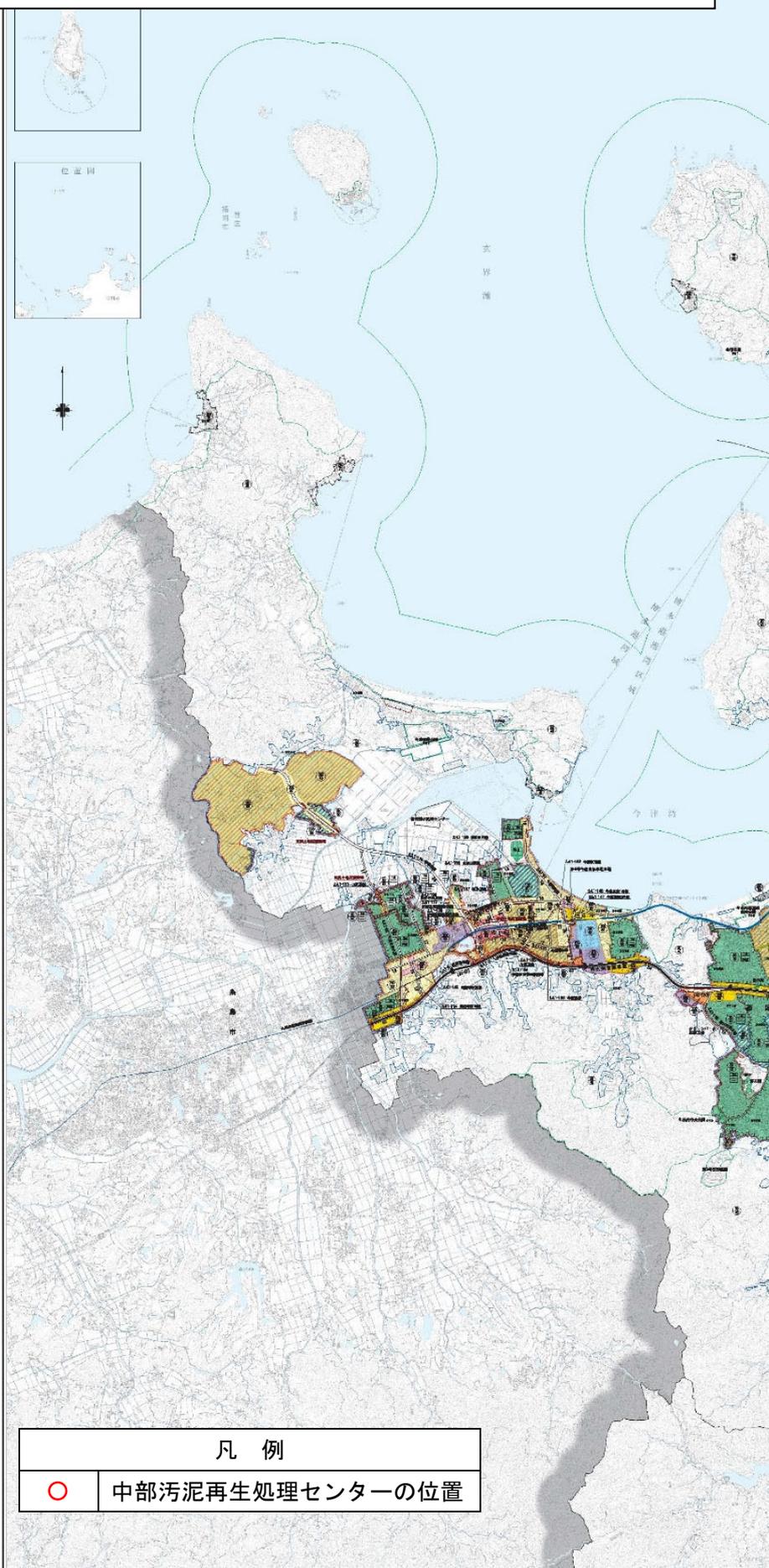
1:2,500

0 50 100 200m

凡 例	
その他施設 (ポンプ場)	今回決定施設

# 福岡広域都市計画 汚物処理場の変更（福岡市決定）

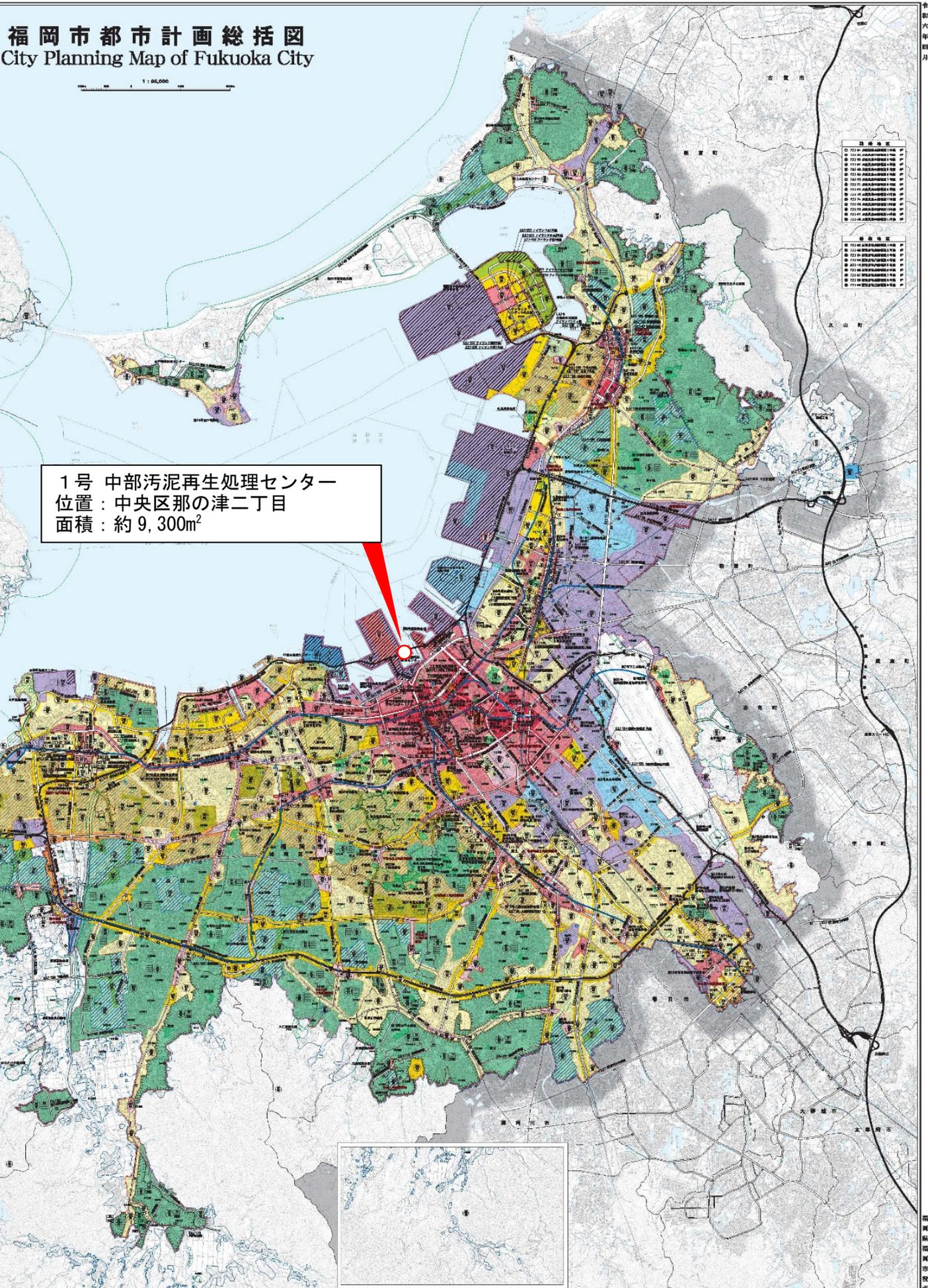
凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模
	戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注) 福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた調整規定があります。
	指定区域区分界



凡 例  
○ 中部汚泥再生処理センターの位置

# 福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000



1号 中部汚泥再生処理センター  
位置：中央区那の津二丁目  
面積：約 9,300m<sup>2</sup>

用途地区

○	第一種住居地域
○	第二種住居地域
○	第三種住居地域
○	第一種商業地域
○	第二種商業地域
○	第一種工業地域
○	第二種工業地域
○	第一種緑地
○	第二種緑地
○	第一種公園緑地
○	第二種公園緑地
○	第一種河川緑地
○	第二種河川緑地
○	第一種水辺緑地
○	第二種水辺緑地
○	第一種遊歩道緑地
○	第二種遊歩道緑地
○	第一種公園遊歩道緑地
○	第二種公園遊歩道緑地
○	第一種公園河川緑地
○	第二種公園河川緑地
○	第一種公園水辺緑地
○	第二種公園水辺緑地
○	第一種公園遊歩道水辺緑地
○	第二種公園遊歩道水辺緑地
○	第一種公園河川水辺緑地
○	第二種公園河川水辺緑地
○	第一種公園水辺遊歩道緑地
○	第二種公園水辺遊歩道緑地
○	第一種公園河川遊歩道緑地
○	第二種公園河川遊歩道緑地
○	第一種公園水辺遊歩道水辺緑地
○	第二種公園水辺遊歩道水辺緑地
○	第一種公園河川遊歩道水辺緑地
○	第二種公園河川遊歩道水辺緑地
○	第一種公園水辺遊歩道水辺遊歩道緑地
○	第二種公園水辺遊歩道水辺遊歩道緑地
○	第一種公園河川遊歩道水辺遊歩道緑地
○	第二種公園河川遊歩道水辺遊歩道緑地
○	第一種公園水辺遊歩道水辺遊歩道水辺緑地
○	第二種公園水辺遊歩道水辺遊歩道水辺緑地
○	第一種公園河川遊歩道水辺遊歩道水辺緑地
○	第二種公園河川遊歩道水辺遊歩道水辺緑地

※本図は、令和4年4月現在の都市計画の概略を示したものです。  
図表や関係図との違いは、用途地域等が計画図に必ず記載してください。

# 福岡広域都市計画汚物処理場の変更(廃止)について

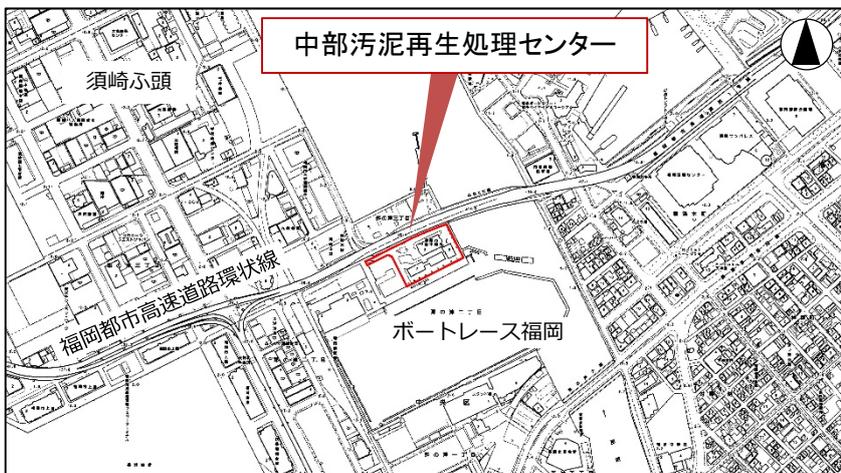
## 1 変更概要

し尿の処理を行っている汚物処理場の中部汚泥再生処理センター（環境局）は、し尿の受け入れ量がピーク時である昭和55年度の約3%まで減少しており、また、設備の更新時期を控えている。このため、し尿を安定的かつ効率的に処理するため、下水処理施設の東部水処理センター（道路下水道局）内でし尿を受け入れるように変更する。変更後は、中部汚泥再生処理センターを廃止することから、福岡広域都市計画の変更（廃止）を行うものである。

## 2 変更(廃止)する都市計画内容

変更（廃止）する、福岡広域都市計画汚物処理場の内容は以下のとおりである。

種 類	福岡広域都市計画 汚物処理場
名 称	1号 中部汚泥再生処理センター
位 置	福岡市中央区那の津二丁目
面 積	約9,300m <sup>2</sup>
(参考) 処理能力：65m <sup>3</sup> /日、供用開始：平成27年11月（建築構造物：昭和63年建設）	



## 3 スケジュール(予定)

- |         |   |
|---------|---|
| 令和6年度   | <b>9月</b> : 生活環境委員会、福祉都市委員協議会 議会報告        |
|         | <b>10月</b> : 都市計画案の縦覧（法定縦覧）（縦覧者26名 意見書0通） |
|         | <b>11月</b> : 都市計画審議会                      |
|         | <b>12月</b> : 都市計画決定告示                     |
| 令和8年度頃  | : 受入施設 建設工事着手予定（東部水処理センター敷地内）             |
| 令和10年度頃 | : 受入施設 供用開始予定（東部水処理センター敷地内）               |
|         | : 中部汚泥再生処理センター 廃止予定                       |

## (参考1) し尿受入量の現状

し尿の受け入れ量は、昭和55年度をピークに、下水道の普及と共に減少し、近年は横ばいの状況となっている。

	ピーク時（昭和55年度）	現在（令和4年度）
受け入れ量	1,469m <sup>3</sup> /日 (536,112m <sup>3</sup> /年)	48m <sup>3</sup> /日 (17,631m <sup>3</sup> /年)
下水道普及率	42.6%	99.7%

ピーク時の約3%まで減少

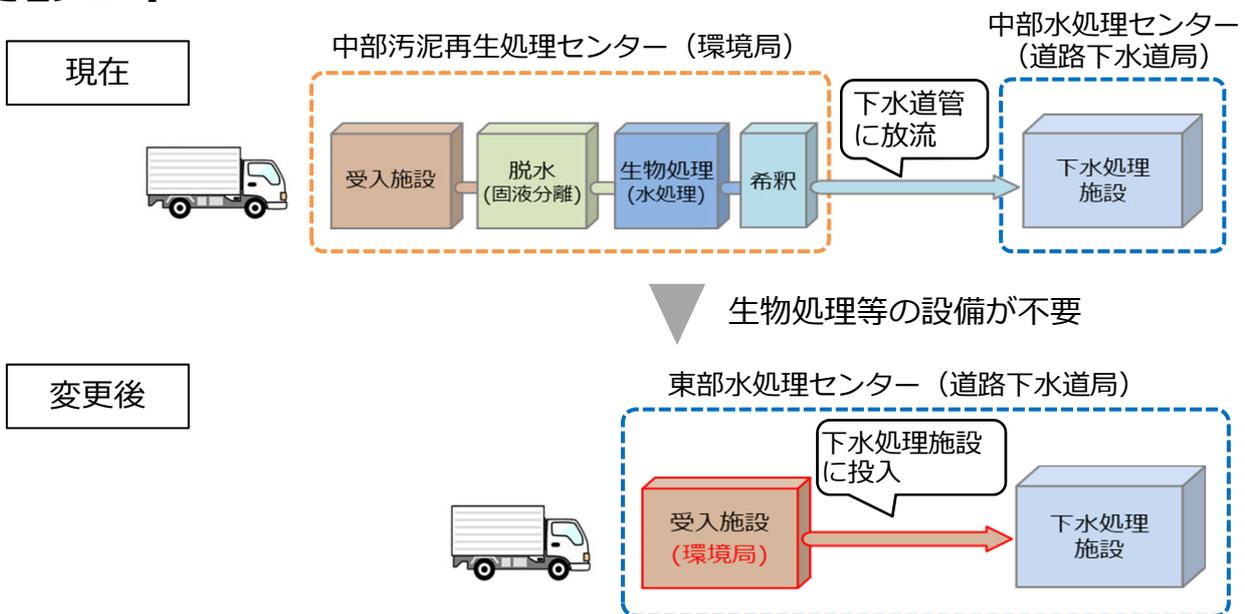
## (参考2) 受け入れの変更内容

現在、中部污泥再生処理センターでは、生物処理等の設備で処理を行い、下水道管に放流している。

受入場所に変更する東部水処理センターは、し尿を受け入れる施設を建設する用地の確保ができ、既存の下水処理能力の範囲内で、し尿の処理が可能である。

なお、変更により、下水道管に放流することなく、下水処理施設に直接し尿を投入することが可能となることから、生物処理等の設備は不要となる。

### 【処理フロー】



### 【東部水処理センター（道路下水道局）施設概要】

所在地	福岡市東区松島六丁目16番1号
処理能力	145,300m <sup>3</sup> /日
敷地面積	約103,300m <sup>2</sup>
供用開始	昭和50年4月





## 福岡広域都市計画汚物処理場の変更（福岡市決定）

都市計画汚物処理場中、1号 中部汚泥再生処理センター を廃止する。

朱書きは旧を示す

名称		位置	面積	備考
番号	汚物処理場名			
—	—	—	—	
1	中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区 那の津二丁目	約 9,300m <sup>2</sup>	

### 理由

し尿の受け入れ場所を道路下水道局東部水処理センター敷地内に変更し、処理は同センターの既存設備で行うため、中部汚泥再生処理センターは廃止するもの。

### 【参考】

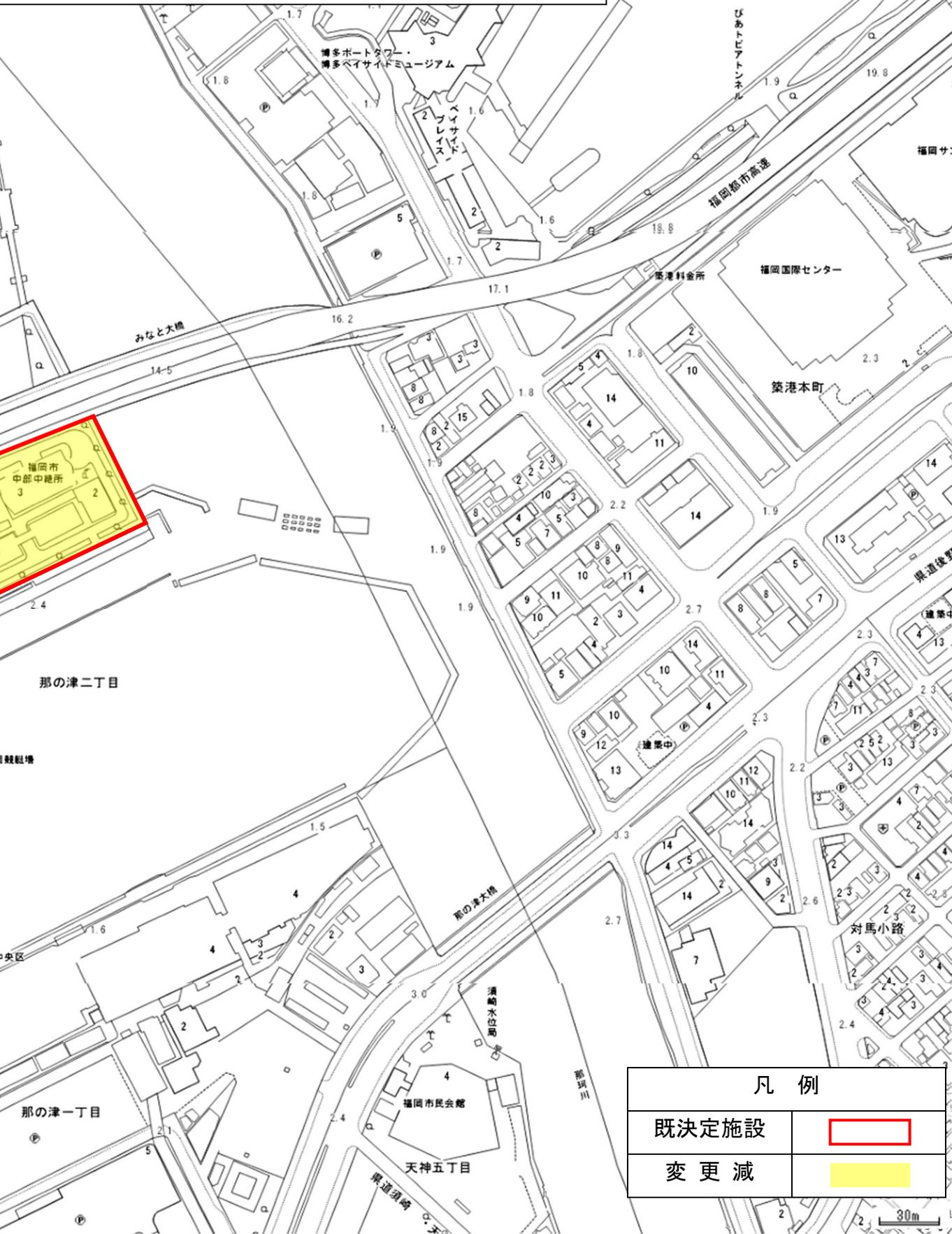
#### 総括表

区分	変更前		変更後	
	箇所数	面積	箇所数	面積
汚物処理場	1	約 9,300m <sup>2</sup>	—	—

福岡広域都市計画汚物処理場（1号 中部污泥再生処



見理センター) 新旧対照図 S = 1 : 2500



凡 例	
既定施設	
変更減	